



国体マスコットキャラクター そばっち(相撲)

市大会スローガン
きそえ つどえ かがやけ 農と輝の大地で

希望郷いわて国体市実行委員会では、ホームページ(<http://www.hachimantai-kokutai.jp/>)やfacebookで情報を配信中！
右のQRコードを読み取ると、直接ホームページにアクセスできます。



手作りの応援のぼり旗を作製

国体の各競技会場に設置予定の47都道府県の応援のぼり旗を、市内13の小・中学校の児童・生徒に手作りしていただきました。のぼり旗には、各都道府県の特産品や、観光名所を描き、選手への応援メッセージが込められています。



のぼり旗を作製する西根第一中学校生徒の皆さん

のぼり旗は、8月から開催されるリハーサル大会の競技会場にも設置します。これまでの国体でも会場には、各都道府県の旗が出そろい、自分の出身都道府県の旗と記念撮影するなど、選手や監督らから大変喜ばれています。選手はもちろん観客の皆さんも楽しめますので、ぜひご覧ください。

手作り記念品でおもてなし

安代未来を拓く女性会議(畠山貴美子議長)の皆さんが、国体参加者への記念品「りんどうのしお

り」を作製しています。安代りんどうの押し花が貼られ、おもてなしの心がこもった手作りのしおりは、計4,000枚作り、10月のライフルのリハーサル大会、2月の冬季国体スキー競技会の大会参加者へ贈ります。



安代未来を拓く女性会議の皆さん

リハーサル大会が始まります

国体開催の前年度に行う競技別リハーサル大会が始まります。国体本番を控え、全国レベルの選手が集まります。ぜひ観戦に来場し、国体の雰囲気を感じてください。 ※競技種目、日程などは、今月号と一緒に全戸配布した開催競技ガイドをご覧ください。

市国体サポーターズ応募者数
(平成27年7月27日現在)

皆さんの応募
お待ちしております



冬季大会



本大会



国際見本市「インテリアライフスタイル」に出展した安比塗

6月10日から12日まで東京ビッグサイトで開催された国際見本市「インテリアライフスタイル」での「安比塗」出展に同行し、予想以上の評判を得た機会を目的の当りにしてきました。
見本市には、既成概念に縛られない新作を準備して臨みました。直前まで試行錯誤を繰り返して、ようやく完成した試作品。見本市での反応を見るのは、恐怖に近いものがありました。しかし、結果は、足を止めて試作品を触る人が後を絶たず、また、有名企業との商談もあり、将来に期待が持

地域おこし協力隊だより (18)

今月の担当・藤原るみ

てるものとなりました。

好評の背景として、文化庁が国宝や重要文化財の保存・修理に国産漆の使用を決定したことや、NHK連続テレビ小説「まれ」で、輪島塗を扱っていることが影響し、漆器がより注目を集めていることが考えられます。加えて、国産品の安全性に対する信頼と需要がより高まっていることも挙げられます。このような需要にに応えられるものづくりをしてきた安比塗が注目されたのは必然の流れだったかもしれません。

見本市は、新たな視点を得られた貴重な機会となりました。これらの成果を余すことなく、今後の事業に生かされれば、良い結果が得られるのではないかと確信しています。今後、海外での出展も控えている安比塗にご期待ください！

遺言書について学ぶ

近年、一人暮らし高齢者の増加などにより、相続に関するトラブルが問題視されています。司法年報統計によると、平成25年度に起きた相続トラブルは8951件。うち、遺産額1千万円以下のケースが2894件(32.3%)と、金額が比較的少なくても問題に発展しています。

◆遺言書とは？

遺言とは、自分に万が一のことがあった場合に、自分の財産(遺産)を「誰に」「どれだけ」「託すか」を決める意思表示のことで、この意思表示を民法の規定にのっとって残したものが遺言書です。規定にのっとって作成されていない遺言書には、法的な効力はありません。

遺言書は、残された遺族への大切なメッセージであり、遺族の相続手続きの負担を減らすことにもなります。

◆遺言書の種類

遺言書には「普通方式」と「特別方式」の2つの形式があります。しかし、実際は、ほとんど

が普通方式によるもので、次の3種類に分けられます。

- ① 自筆証書遺言 遺言しようとする者が「自筆」で「日付・氏名および全文」を書き、署名押印している遺言書で、最も一般的で、広く利用されています。
 - ② 公正証書遺言 証人2人以上が立ち会った上で、遺言者からの口述を基に公証人(法務大臣から任命された者が遺言書を作成し、原本を公証役場が保管するもの)です。最も安全性が高いと言われています。
 - ③ 秘密証書遺言 遺言の内容を誰にも知られたくない時に作成する遺言書のことです。公証役場で公証人と証人2人以上の前に遺言書を提出し、公証人に自分の遺言であることを申し述べます。公証人が提出日付と遺言者の申し述べたことを封書に記載し、封書に遺言者本人・証人・公証人が署名押印することが必要です。
- ※①と③は、家庭裁判所の検認手続きが必要です。



ささえあいの輪

地域福祉課障がい福祉係 ☎・内線1109

難聴児の補聴器購入費一部を助成しています

市は、身体障害者手帳の交付対象とならない軽度・中等度の難聴児に対して、言語習得やコミュニケーション能力の向上を図るため、補聴器購入費の一部を助成しています。



- 対象者は、市内に住所があり、次の条件を全て満たす18歳未満の児童です。
- ① 両耳の聴力レベルが、30デシベル以上70デシベル未満
 - ② 同一世帯員に、市民税所得割が46万円以上の人がない。
- 助成額 市が規定する基準額の3分2(1円未満切り捨て)
申請には、市が定める申請書や見積書のほかに、

指定医師が作成した意見書が必要となります。手続きについて詳しいことは、市役所地域福祉課障がい福祉係までお問い合わせください。

市内の障がい者相談支援事業所について

市内には、障がい者の障害福祉サービスの利用などについて相談できる相談支援事業所が2カ所あります。専門の相談員が総合的な相談、支援を行っていますので、どうぞご利用ください。



- 市内の障がい者相談支援事業所
- ▶ 指定特定相談支援事業所 ぐらしの相談室
【住所】大更25-223-11 A-105 ☎68-7250
- ▶ 相談支援事業所「白ゆり」
【住所】田頭8-139-2 ☎68-7824